

株 主 各 位

(本店所在地)

千葉県市川市上妙典1603番地

(本社所在地)

東京都台東区浅草橋1丁目22番16号
ビューリック浅草橋ビル8階

東洋合成工業株式会社

代表取締役社長 木村 有 仁

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県浦安市美浜1-9
浦安ブライトンホテル 1階 フィースト
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

4. 招集に当たっての決定事項

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.toyogosei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toyogosei.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 当連結会計年度

当連結会計年度の世界経済は、欧州債務問題の継続や米国の政府支出削減の影響などが残り、一部の新興国にも成長ペースの鈍化が見られたものの、米国において住宅市場の回復や雇用者数の増加を背景に民間需要が堅調に推移し、欧州経済も持ち直しの動きが見られるなど、全体としては緩やかな持ち直しの傾向がみられました。

このような世界経済の下、わが国経済は、日銀による金融緩和策や、政府による成長及び消費拡大のための財政政策の効果が、まず金融市場において円安傾向や株価上昇という形で表れました。そして、その影響を受けた家計や企業における景況感の改善に伴って個人消費や設備投資等に持ち直しの動きが見られ、輸出や公共投資が増加するなど、景気は緩やかな回復傾向が見られました。一方、当社グループの事業環境は、円安・原油高により原燃料価格が上昇基調にあることから、予断を許さぬ状況のうちに推移しました。

このような状況の中、当社グループはお客様との関係強化に努め、お客様のニーズに応えるべく新製品の開発や既存製品の拡販に取り組んだ結果、当連結会計年度の売上高は、14,944,125千円（前期比+802,630千円、+5.7%）となりました。損益面では、下半期にかけて円安による増収効果はあったものの、前期と当期初に竣工した2つの新工場による償却負担増及び立ち上がりの遅れ等により、営業損失は444,256千円（前期比△715,930千円）となりました。経常損失は455,322千円（前期比△590,842千円）、当期純損失は673,153千円（前期比△716,415千円）となりました。

【感光性材料事業】

半導体向け感光性材料においては、スマートフォンやタブレット端末など高精細な表示性能が要求される電子機器の拡大が進み、高価格品を中心に需要が伸長しました。液晶用途向け感光性材料は、液晶テレビや液晶ディスプレイなどの需要拡大により、好調に推移しました。一方、現像液においては、国内市場規模の縮小が続いていることから、やむなく製造・販売を中止することと致しました。しかし、電解液・イオン液体においては、車載用途向け電解液の需要が伸長しており、継続して需要開拓を進めております。以上の結果、同事業の売上高は8,302,841千円（前期比+829,641千円、+11.1%）となりました。

【化成品事業】

香料材料部門は、前期からのアベノミクスによる円安の追い風を受け販売量が拡大しました。また、グリーンケミカル部門においても、高付加価値品と溶剤リサイクルを中心に引き続き市場開拓を進めましたが、前期に竣工した香料工場及び今期初に竣工した淡路工場の減価償却負担の上昇が利益を押し下げる結果となりました。一方、ロジスティック部門は、顧客満足度の維持・向上に努めた結果、タンク契約率を高水準で維持し、高い利益率を確保しております。以上の結果、同事業の売上高は6,641,284千円（前期比△27,011千円、△0.4%）となりました。

事業部別売上高

事業部	金額(千円)	構成比(%)
感光性材料事業	8,302,841	55.56
化成品事業	6,641,284	44.44
合計	14,944,125	100.00

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,376,569千円であります。このうちの主なものは、下記のとおりであります。

淡路工場：化成品生産設備

千葉工場：感光材生産設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループ所要資金として、金融機関より長期借入金として4,150,000千円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (平成22年度)	第62期 (平成23年度)	第63期 (平成24年度)	第64期 (当連結会計年度) (平成25年度)
売 上 高(千円)	14,759,113	13,952,115	14,141,495	14,944,125
経常利益(△損失)(千円)	789,245	524,841	135,520	△455,322
当期純利益(△損失)(千円)	421,441	384,916	43,262	△673,153
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	52.48	48.40	5.44	△84.81
総 資 産(千円)	22,416,647	26,619,890	29,768,072	28,859,918
純 資 産(千円)	6,217,303	6,556,071	6,570,119	5,867,412
1株当たり純資産額(円)	781.76	824.39	827.74	739.21

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (平成22年度)	第62期 (平成23年度)	第63期 (平成24年度)	第64期 (当事業年度) (平成25年度)
売 上 高(千円)	14,740,922	13,936,708	14,115,875	14,937,154
経常利益(△損失)(千円)	859,647	625,100	154,176	△455,563
当期純利益(△損失)(千円)	372,446	357,027	62,029	△673,153
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	46.38	44.89	7.81	△84.81
総 資 産(千円)	22,421,383	26,586,656	29,764,342	28,859,918
純 資 産(千円)	6,226,160	6,537,207	6,570,119	5,867,412
1株当たり純資産額(円)	782.91	822.03	827.74	739.21

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
株式会社トランスバレント	99,998千円	99.39%	感光性材料事業

(注) 株式会社トランスバレントは、平成25年10月10日をもって解散し、平成26年3月31日現在、清算手続中であります。

(4) 対処すべき課題

市場や市況の変動による影響を最小限に留め安定的に利益を生み出す事業基盤の構築に向けた、営業体制及び研究開発体制を強化すると共に、的確な設備投資を行うことで、収益性の向上に努めてまいります。

事業部門別の課題として、感光性材料事業では、今後も需要の拡大が見込まれるArFエキシマレーザー用レジスト向け感光材及び光酸発生剤(PAG)ならびに電解液・イオン液体を中心に、営業部門と研究部門の連携をより高めることで、お客様のニーズを的確にとらえ、競争力のある製品を提供する仕組みづくりを構築してまいります。

化成品事業では、グリーンケミカル部門において、西日本地区の需要を取り込むとともに、電子材料溶剤の一段の管理レベル向上を図り、販売拡大に取り組んでまいります。また、香料材料部門は、マーケティング分析をより精緻に行い、欧州市場の新規顧客開拓を精力的に進め、販売拡大と製品群の拡充に引き続き努めてまいります。ロジスティック部門は、日本での化学品物流の重要拠点となりましたが、サービスの拡充や顧客満足度の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社は、主に以下のような事業を行っております。

- ① 有機工業薬品・有機溶剤等の製造並びに販売
- ② 画像形成用の感光性材料等の製造並びに販売
- ③ 電子表示機器の材料等の開発、製造並びに販売
- ④ 電池材料並びに電気二重層材料等の研究開発、製造並びに販売
- ⑤ 倉庫業（液体化学品の保管管理）
- ⑥ 貨物運送取扱業

(6) 主要な事業所等（平成26年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本社	東京都台東区浅草橋1丁目22番16号 ヒューリック浅草橋ビル8階
----	-------------------------------------

工場	市川工場	千葉県市川市上妙典1603番地
	千葉工場	千葉県香取郡東庄町宮野台1番51号
	香料工場	千葉県香取郡東庄町宮野台1番58号
	淡路工場	兵庫県淡路市生穂新島9番1号

高浜油槽所	千葉県市川市高浜町7番地
感光材研究所	千葉県印西市若萩4丁目2番地 1

②主要な子会社の事業所

株式会社トランスパレント	千葉県印西市若萩4丁目2番地1
--------------	-----------------

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
503名	50名	34.4歳	8.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
503名	54名	34.4歳	8.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社 千葉銀行	5,467,500千円
株式会社 東京都民銀行	3,794,000千円
株式会社 みずほ銀行	3,069,620千円
株式会社 日本政策投資銀行	3,056,570千円
株式会社 りそな銀行	520,273千円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	471,504千円
株式会社 商工組合中央金庫	447,450千円
農林中央金庫	375,000千円
株式会社 三井住友銀行	330,000千円
日本生命保険相互会社	140,000千円
株式会社 みなと銀行	100,000千円
株式会社 京葉銀行	70,000千円

(注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額2,150百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社千葉銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,143,390株
- ③ 株主数 8,529名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村 正輝	1,237千株	15.59%
木村 有仁	594千株	7.49%
木村 愛理	383千株	4.83%
株式会社千葉銀行	298千株	3.76%
株式会社東京都民銀行	298千株	3.75%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	248千株	3.13%
株式会社TGホールディング	200千株	2.52%
学校法人早稲田大学	200千株	2.52%
東洋合成工業社員持株会	198千株	2.49%
片岡 文子	163千株	2.06%

- (注) 1. 当社は、自己株式を205,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	木村正輝	—
代表取締役社長	木村有仁	—
専務取締役	川村繁夫	—
取締役	渡辺宏一	ロジスティック事業部長 兼 環境安全部長
取締役	出来彰	調達部長
取締役	島川優	事業サポート部長 兼 事業開発部統括部長
監査役（常勤）	伊藤衛	—
監査役（常勤）	萩原正一	—
監査役	宮崎誠	—
監査役	本間達三	—

- (注) 1. 金子順一氏は平成26年2月28日に取締役経理部長を辞任いたしました。
2. 監査役萩原正一氏、監査役宮崎誠氏及び監査役本間達三氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役宮崎誠氏を東京証券取引所ジャスダック市場の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役萩原正一氏及び監査役本間達三氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (0)	126,423千円 (0)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (3)	27,183千円 (18,083)
合 計	11名	153,606千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成6年5月26日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月22日開催の第61回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額21,256千円（取締役7名に対し18,973千円、監査役4名に対し2,283千円（うち社外監査役3名に対し1,583千円））を含んでおります。
5. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会において付議いたします「第2号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、下記のとおり役員退職慰労金を支給する予定であります。
- 取締役2名に対し 14,695千円
監査役1名に対し 7,758千円

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	萩 原 正 一	当期開催の取締役会19回中19回に出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	宮 崎 誠	当期開催の取締役会19回中19回に出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	本 間 達 三	当期開催の取締役会19回中19回に出席し、また当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案等について必要な発言を適宜行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規定に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとしての会社法施行規則第100条第1項及び第3項で定める体制の整備」について、その基本方針を以下のとおり定める。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、企業の行動規範の基本原則である「経営理念」、「経営方針」及び「行動指針」を定め、取締役及び従業員は、これを遵守し、公正で高い倫理観に基づいて職務を執行する。

ロ. 当社は、「コンプライアンス規定」を定めるとともに、コンプライアンスの全体を総括する組織として、コンプライアンス担当役員または人事・総務担当部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

ハ. 当社は、取締役及び従業員に、法令及び企業倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンスに係わる定期的な社内教育等を行う。

- ニ. 当社は、社員が法令・企業倫理に違反する行為を発見した場合の報告体制として、社内通報制度を構築する。
 - ホ. 当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、すべての業務が法令、定款及び社内規定に準拠して適正に行われているかを調査し、その監査結果を社長ならびにリスク管理委員会に報告する。
 - へ. 監査役は、当社のコンプライアンス上に問題があると認めるときは、代表取締役意見に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規定」等に基づき保存・管理することとし、定められた期間保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- イ. 当社は、想定される事業上のリスクを管理する体制として、「リスク管理規定」を定め、内部統制担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
 - ロ. 「リスク管理委員会」は、リスク管理に対する体制ならびに方針を決定し、リスクの評価ならびに各部門への指導を行う。
 - ハ. 内部監査室は、リスク管理体制の構築・運用状況について監査し、その監査結果を社長ならびにリスク管理委員会に報告する。
 - ニ. 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限度に留める体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催する。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規定」及び「職務権限規定」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を定める。
 - ロ. 当社取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社コンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ．子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容等が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告する体制を確保する。コンプライアンス委員会は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定する。

ロ．監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に随時報告する。

ロ．監査役は、取締役会はもとより、重要な会議に出席または議事録を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、昭和29年設立以来、独創的な視点を大切にした研究・開発に注力し、現在ではフォトレジスト向けの感光性材料ならびに、電解液・イオン液体等の製造・販売を中心とした「感光性材料事業」、香料材料の製造・販売及び電子材料向け溶剤を中心とする高付加価値品の販売及びリサイクル、ならびに液体化学品の保管業務を行う「化成品事業」を営んでおります。

当事業の特徴として、①顧客企業と研究開発段階からの技術的な摺り合せによる参入障壁の構築、②長年にわたり蓄積された高い生産技術力、③事業環境の変化への対応力を高める成長事業と基盤事業を組み合わせた事業ポートフォリオの構築、④各事業が密接に結び付くことによる大きなシナジー効果等により、国内のみならず、世界各国のお客様より高い評価をいただいております。

当社は、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方について、当社の経営理念や企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案があった場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かは最終的に株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであるとと考えております。

しかしながら、このような大規模な買付等の中には、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、中長期的な経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化の両面より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に努めております。以下の施策を、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 経営の基本方針

当社は、経営方針として「①安全操業を最優先し、従業員、協力会社社員、地域住民など関係者の安心できる操業環境を確保する。②世界最高のマイクロストラクチャー構造材料を国際社会に提供する。③常に新製品、新プロセス、新サービスを開発する。④生産技術の高度化を推進し、新プロセスを開発、安定品質で市場競争を勝ち抜く。⑤国内外隔たりなく企業活動を展開し、日本を代表するグローバル企業となる。⑥全社をあげて、常に能力開発に努め、個人の能力の向上を通じて創造性を発揮し、社会に貢献する。」を掲げております。当社は、この経営方針に基づき、積極的な事業展開を進め、業容の拡大と業績の向上に邁進し、高品質かつ高機能の材料を可能な限り安価に供給することにより、産業全体の発展と高度化に役立つことを目指しております。

また、創業以来、「技術開発力こそすべての出発点」を企業理念に、研究開発力の増強と生産技術の向上に努め、蓄積された技術やノウハウを活用して市場ニーズに迅速かつ的確に対応し、有機合成から、分離精製、プラントエンジニアリング、化成品物流等に至るまで、事業分野及び事業規模を着実に拡大させることにより化学産業界で独自の地位を築き、当社の永続的発展を通じてお客様、株主の皆様、従業員等の利害関係者に貢献することを目指しております。

ロ. 中長期的な経営戦略

当社グループは、感光性材料事業及び化成品事業の2事業を営んでおります。感光性材料事業の関連業界は、デジタル家電の発展に伴い今後も成長が期待できると考えられますが、新興国の技術水準の向上とそれに伴う新興国への生産拠点シフトによる低価格化の進行、ならびに技術革新による新技術や新製品の開発競争も激しさを増しております。これらの要因から、価格競争の激化のみならず、クリスタルサイクルやシリコンサイクルの影響による、業績の大きな変動も避けられないものと考えます。これら需要変動の影響を最小限に留めるため、化成品事業の競争力をより向上させ、当社グループ全体として安定した業績を維持できる体質を構築することが必要と考えております。

また、事業基盤の強化・拡大に向けた投資として、2013年4月に淡路工場を竣工し、引き続きさらなる成長戦略を推進してまいります。

今後も、安全操業及び安定供給に努め、国内外のお客様との連携をより一層強化していくとともに、市場ニーズを見据えた研究開発力の強化、効率的な生産技術の開発、海外事業の拡大等につきましても引続き注力し、全社一体となって企業価値の持続的向上を実現してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を実現するためには、株主価値を高めることが課題であると認識しており、経営の効率化、健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の責任明確化と経営環境の変化に柔軟に対応するため、取締役の任期を1年としております。また、経営管理機能の強化と取締役業務執行状況の監督強化を目指し、監査役は4名体制としております。

さらに、平成19年6月より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、平成20年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

イ. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

ハ. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意志を確認させていただく場合がございます。

ニ. 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います
が、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされるこ
とを防止するとともに、その判断の合理性及び公平性を担保するため、独立
委員会を設置いたします。

対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取
締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是
非について諮問します。

独立委員会は対抗措置の発動の是非または、対抗措置の発動について株主
総会へ付議することの要否を取締役会に対し勧告するものとします。

ホ. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成26年6月30日までに開催予定の当社第64回定
時株主総会の終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正
したうえで継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得る
こととします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本
プランは廃止されるものとします。

- ④上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株
主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない
ことについて

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業
価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」
の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開
示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに経済産業省に設
置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環
境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

また、同様に株式会社大阪証券取引所の定める「上場有価証券の発行者に
よる会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2（買収防衛策の導入に係
る尊重事項）」につきましても充足しております。

ロ. 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 株主意志を反映するものであること

本プランの導入につきましては、平成20年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

また、平成23年6月22日開催の当社第61回定時株主総会において、本プランの継続について株主様のご承認をいただいておりますが、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ニ. 独立委員会の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

本プランの有効期限は、平成26年6月30日までに開催予定の当社第64回定時株主総会の終結の時までとなっております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

剰余金の配当は、最も重視すべき株主の皆様に対する利益還元策であると認識し、安定配当の維持を基本に会社の安定的な経営基盤の確保とのバランスに配慮しながら、会社の業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し決定することを基本方針としております。

当事業年度末の配当につきましては、厳しい業績結果となったことから、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、将来の事業展開に備え、高付加価値製品の研究開発や競争力強化のための設備投資等に充当し、経営基盤の強化に努めてまいります。

剰余金の配当につきましては、平成18年6月22日開催の第56回定時株主総会で取締役会決議において実施できる旨の定款変更が決議されております。なお、四半期配当については現時点で実施する予定はありません。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,626,449	流 動 負 債	12,306,365
現金及び預金	1,450,916	支払手形及び買掛金	1,861,693
受取手形及び売掛金	2,461,748	短期借入金	8,809,828
商品及び製品	4,559,247	未払法人税等	18,537
仕掛品	125,099	賞与引当金	229,628
原材料及び貯蔵品	785,569	その他	1,386,678
未収還付法人税等	19,399	固 定 負 債	10,686,141
その他	226,968	長期借入金	9,032,089
貸倒引当金	△2,499	繰延税金負債	192,873
固 定 資 産	19,233,469	退職給付に係る負債	1,007,280
有 形 固 定 資 産	18,352,399	役員退職慰労引当金	133,889
建物及び構築物	7,918,511	その他	320,007
機械装置及び運搬具	4,607,451	負債合計	22,992,506
土地	5,020,230	純資産の部	
建設仮勘定	287,628	株 主 資 本	5,858,841
その他	518,578	資 本 金	1,618,888
無 形 固 定 資 産	332,628	資 本 剰 余 金	1,541,589
その他	332,628	利 益 剰 余 金	2,787,287
投 資 そ の 他 の 資 産	548,440	自 己 株 式	△88,923
投資有価証券	257,607	その他の包括利益累計額	8,570
その他	299,693	その他有価証券評価差額金	8,570
貸倒引当金	△8,860	純資産合計	5,867,412
資産合計	28,859,918	負債純資産合計	28,859,918

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,944,125
売上原価		12,873,480
売上総利益		2,070,645
販売費及び一般管理費		2,514,901
営業損失		444,256
営業外収益		
受取利息	195	
受取配当金	10,435	
為替差益	81,502	
受取家賃	30,000	
技術指導料	41,374	
立退料収入	32,500	
その他	48,219	244,227
営業外費用		
支払利息	236,440	
その他	18,852	255,293
経常損失		455,322
特別利益		
固定資産売却益	13,583	13,583
特別損失		
固定資産売却損	9,233	
固定資産除却損	28,687	
減損損失	131,110	
保険解約損	47,833	216,864
税金等調整前当期純損失		658,603
法人税、住民税及び事業税	11,765	
法人税等調整額	2,784	14,550
少数株主損益調整前当期純損失		673,153
少数株主損失		—
当期純損失		673,153

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,618,888	1,541,589	3,484,252	△88,923	6,555,806
当期変動額					
剰余金の配当			△23,812		△23,812
当期純損失			△673,153		△673,153
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	△696,965	－	△696,965
当期末残高	1,618,888	1,541,589	2,787,287	△88,923	5,858,841

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	13,604	708	14,312	6,570,119
当期変動額				
剰余金の配当				△23,812
当期純損失				△673,153
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,033	△708	△5,741	△5,741
当期変動額合計	△5,033	△708	△5,741	△702,707
当期末残高	8,570	－	8,570	5,867,412

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,626,449	流動負債	12,306,365
現金及び預金	1,450,879	支払手形	194,299
受取手形	27,762	買掛金	1,667,394
売掛金	2,433,986	短期借入金	5,108,000
商品及び製品	4,559,247	一年内返済予定長期借入金	3,701,828
仕掛品	125,099	リース債務	55,729
原材料及び貯蔵品	785,569	未払金	159,090
前払費用	66,721	設備関係未払金	424,342
未収入金	30,605	未払費用	139,163
未収還付法人税	27,129	未払法人税等	18,537
その他の金	121,949	前受金	375,236
貸倒引当金	△2,499	預り金	20,042
固定資産	19,233,469	賞与引当金	229,628
有形固定資産	18,352,399	設備関係支払手形	213,073
建物	3,831,712	固定負債	10,686,141
構築物	4,086,799	長期借入金	9,032,089
機械及び装置	4,594,103	リース債務	121,116
船舶	0	繰延税金負債	192,873
車両運搬具	13,347	退職給付引当金	1,007,280
工具、器具及び備品	360,259	役員退職慰労引当金	133,889
土地	5,020,230	資産除去債務	165,555
リース資産	158,318	その他	33,334
建設仮勘定	287,628	負債合計	22,992,506
無形固定資産	332,628	純資産の部	
借地権	142,555	株主資本	5,858,841
ソフトウェア	172,722	資本金	1,618,888
リース資産	13,493	資本剰余金	1,541,589
その他	3,857	資本準備金	1,514,197
投資その他の資産	548,440	その他資本剰余金	27,391
投資有価証券	208,807	利益剰余金	2,787,287
関係会社株	48,800	利益準備金	110,769
出資	610	その他利益剰余金	2,676,518
保険積立	219,353	固定資産圧縮積立	241,349
その他	79,729	別途積立	2,600,000
貸倒引当	△8,860	繰越利益剰余金	△164,831
		自己株式	△88,923
		評価・換算差額等	8,570
		その他有価証券評価差額金	8,570
資産合計	28,859,918	純資産合計	5,867,412
		負債純資産合計	28,859,918

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,937,154
売 上 原 価		12,871,031
売 上 総 利 益		2,066,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,513,267
営 業 損 失		447,145
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	763	
受 取 配 当 金	10,435	
為 替 差 益	80,960	
受 取 家 賃	30,857	
技 術 指 導 料	41,374	
立 退 料 収 入	32,500	
そ の 他	49,947	246,838
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	236,440	
そ の 他	18,816	255,256
経 常 損 失		455,563
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13,583	13,583
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	9,233	
固 定 資 産 除 却 損	28,687	
減 損 損 失	131,110	
保 険 解 約 損	47,833	216,864
税 引 前 当 期 純 損 失		658,844
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,524	
法 人 税 等 調 整 額	2,784	14,308
当 期 純 損 失		673,153

株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当期首残高	1,618,888	1,514,197	27,391	1,541,589	110,769	244,179	2,600,000	529,303
当期変動額								
固定資産圧縮 積立金の取崩						△2,830		2,830
剰余金の配当								△23,812
当期純損失								△673,153
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,830	-	△694,134
当期末残高	1,618,888	1,514,197	27,391	1,541,589	110,769	241,349	2,600,000	△164,831

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	3,484,252	△88,923	6,555,806	13,604	708	14,312	6,570,119
当期変動額							
固定資産圧縮 積立金の取崩							
剰余金の配当	△23,812		△23,812				△23,812
当期純損失	△673,153		△673,153				△673,153
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				△5,033	△708	△5,741	△5,741
当期変動額合計	△696,965	-	△696,965	△5,033	△708	△5,741	△702,707
当期末残高	2,787,287	△88,923	5,858,841	8,570	-	8,570	5,867,412

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

東洋合成工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋合成工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋合成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

東洋合成工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木 貴幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋合成工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

東洋合成工業株式会社	監査役会
常勤監査役	伊藤 衛 (印)
常勤監査役	萩原 正一 (印)
(社外監査役)	
社外監査役	宮崎 誠 (印)
社外監査役	本間 達三 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役は平成25年6月20日開催の当社定時株主総会において選任いただいた7名のうち金子順一氏は平成26年2月28日付けで辞任し、他の6名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況等	所有する当社の株式数
1	木村正輝 (昭和4年10月27日生)	昭和29年9月 当社設立、当社取締役 昭和33年10月 当社代表取締役社長 平成10年9月 TG Finetech Inc. 代表取締役社長 (現任) 平成24年6月 当社代表取締役会長 (現任)	1,237,270株
2	木村有仁 (昭和51年1月19日生)	平成13年4月 日本電気(株)入社 平成15年4月 当社入社 平成18年4月 当社経営企画部長 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年2月 当社常務取締役感光材事業本部長 兼 エネルギー事業部長 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現任)	594,800株
3	渡辺宏一 (昭和37年10月25日生)	昭和60年4月 千葉トヨタ自動車(株)入社 昭和63年9月 リンナイ(株)入社 平成元年6月 当社入社 平成11年4月 当社営業本部物流営業課長 平成15年4月 当社ロジスティック事業本部長 平成17年6月 当社取締役 平成23年5月 当社取締役ロジスティック事業部長 兼 環境安全部長 (現任)	6,300株
4	出来彰 (昭和28年1月25日生)	昭和51年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ ジャパン(株)入社 平成6年9月 同社滋賀工場長 平成12年5月 同社プロダクトサブライマネージャ ー 平成20年7月 当社入社 調達部門長 平成22年6月 当社取締役調達部長 (現任)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況等	所有する当社の 株式数
5	しま かわ ゆたか 島 川 優 (昭和34年12月6日生)	昭和59年4月 ㈱日立製作所入社 平成16年8月 日立(中国)有限公司副総経理 平成19年6月 カルナバイオサイエンス㈱ 経営管理本部長 平成19年7月 同社取締役経営管理本部長 平成22年1月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員総務部長 平成24年6月 当社取締役総務部長 兼 研究開発推進部長 平成24年12月 当社取締役総務部長 兼 研究開発推進部長 兼 事業開発部統括部長 平成25年7月 当社取締役事業サポート部長 兼 事業開発部統括部長(現任)	1,400株
6	※ もり やすし 森 寧 (昭和28年8月11日生)	昭和58年4月 ㈱東芝入社 平成17年5月 同社マイクロ燃料電池開発センター 長 平成21年8月 東芝電子エンジニアリング㈱ 要素技術センター参事 平成24年10月 当社入社 研究開発推進部 部長 兼 感光材研究所長 兼 知的財産権部長 平成25年4月 当社研究開発推進部長 兼 感光材研究所長 平成25年6月 当社執行役員研究開発推進部長 兼 感光材研究所長(現任)	0株
7	※ さか ま よし のぶ 坂 間 好 展 (昭和32年9月28日生)	昭和56年4月 ㈱千葉銀行入行 平成17年6月 同行香港支店長 平成20年6月 同行市川支店長 平成21年6月 同行執行役員営業開発部長 平成23年6月 東方興業㈱常務取締役(現任)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される川村繁夫氏、平成26年2月28日に取締役を辞任された金子順一氏及び本総会終結の時をもって監査役を辞任される伊藤衛氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
川村繁夫	平成20年6月 当社取締役 平成21年6月 当社専務取締役 平成22年1月 当社専務取締役経営企画部長 平成25年7月 当社専務取締役（現任）
金子順一	平成24年6月 当社取締役経理部長 平成25年7月 当社取締役経営管理部長 平成26年2月 辞任により取締役退任
伊藤衛	平成15年6月 当社監査役（現任）

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成20年6月20日開催の第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成23年6月22日開催の第61回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成26年6月開催予定の第64回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成26年5月9日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

本プランへの継続につきましては、当社監査役4名全員はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成26年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案は為されておられません。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、昭和29年設立以来、独創的な視点を大切に研究・開発に注力し、現在ではフォトレジスト向けの感光性材料ならびに、電解液・イオン液体等の製造・販売を中心とした「感光性材料事業」、香料材料の製造・販売および電子材料向け溶剤を中心とする高付加価値品の販売およびリサイクル、ならびに液体化学品の保管業務を行う「化成品事業」を営んでおります。

当社事業の特徴として、①顧客企業と研究開発段階からの技術的な摺り合せによる参入障壁の構築、②長年にわたり蓄積された高い生産技術力、③事業環境の変化への対応力を高める成長事業と基盤事業を組み合わせた事業ポートフォリオの構築、④各事業が密接に結び付くことによる大きなシナジー効果等により、国内のみならず、世界各国のお客様より高い評価をいただいております。

当社は、当社の財務および事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の経営

理念や企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案があった場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概に否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような大規模な買付等の中には、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中長期的な経営戦略およびコーポレート・ガバナンスの強化の両面より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に努めております。以下の施策は、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(1) 経営の基本方針

当社は、経営方針として「①安全操業を最優先し、従業員、協力会社社員、地域住民など関係者の安心できる操業環境を確保する。②世界最高のマイクロストラクチャー構造材料を国際社会に提供する。③常に新製品、新プロセス、新サービスを開発する。④生産技術の高度化を推進し、新プロセスを開発、安定品質で市場競争を勝ち抜く。⑤国内外隔たりなく企業活動を展開し、日本を代表するグローバル企業となる。⑥全社をあげて、常に能力開発に努め、個人の能力の向上を通じて創造性を発揮し、社会に貢献する。」を掲げております。当社は、この経営方針に基づき、積極的な事業展開を進め、業容の拡大と業績の向上に邁進し、高品質かつ高機能の材料を可能な限り安価に供給することにより、産業全体の発展と高度化に役立つことを目指しております。

また、研究開発力の強化と生産技術の向上に努め、蓄積された技術やノウハウを活用して、市場ニーズに迅速かつ適確に対応し、有機合成から、分離精製、プラントエンジニアリング、化成品物流等に至るまで、事業分野および事業規模を堅実に拡大させることにより、当社の永続的発展を通じてお客様、株主の皆様、従業員な

どの利害関係者に貢献することを目指しております。

(2) 中長期的な経営戦略

当社は、感光性材料事業および化成品事業の主力2事業に加え、将来の成長性が期待できるナノテクノロジー、バイオ分野へ進出し、長期的に成長が可能な事業ポートフォリオの構築に取り組んでおります。

今後も、安全操業および安定供給に努め、国内外のお客様との連携をより一層、強化していくとともに、市場ニーズを見据えた研究開発力の強化、効率的な生産技術の開発、新規事業への継続的な投資につきましても引き続き注力し、全社一体となって企業価値の持続的向上を実現してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

企業価値・株主共同の利益の向上を実現するためには、株主価値を高めることが課題であると認識しており、経営の効率化、健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の責任明確化と事業環境の変化に柔軟に対応するため、取締役の任期を1年としております。また、経営管理機能の強化と取締役業務執行状況の監督強化を目指し、監査役は4名体制としております。

さらに、平成19年6月より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

(1) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続したものです。

本プランは、大規模な買付行為について、①実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模な買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示ならびに必要な応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要な情報および時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付行為に応ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

現在、当社株式における当社役員およびその関係者の株式保有比率は、当社が把握する限りにおいて、約32.7%となっておりますが、当社は上場会社であることから、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株式が譲渡されることはも

ちろんのこと、株主それぞれの事情により譲渡、処分、相続等がなされ、結果として当社役員およびその関係者の株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。

また、今後の事業拡大に伴い設備資金等の調達が必要となった際、その調達方法は必ずしも金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの調達も有力な選択肢となり、その場合には各株主の株式保有比率が希釈化される可能性もございます。

これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性が否定できないものであります。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要につきましては、別紙2をご参照ください。

（２）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品

取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙3をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員の氏名、略歴につきましては、別紙4に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

(4) 大規模買付ルールの概要

①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

②大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記(4)①(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしがたい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者および特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (c) 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社役員候補（当社と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたいうで、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

（５）大規模買付行為が実施された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（i）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- （a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- (b) 当社の経営を一時的に支配し、当社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社の事業の成長性・安定性が阻害され、中長期的な将来との企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ著しく劣後すると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなどによって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.（4）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせられた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤ 対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたいがい、当該決定について適時・適切に開示します。

(6) 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

① 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものと考えております。

なお、上記（5）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され

る場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(7) 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期限は平成29年6月30日までに開催予定の当社第67回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについ

て継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

また、同様に株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程 第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）」につきましても充足しております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3.（1）「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本プランにつきましては、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性委員会の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.(5)「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

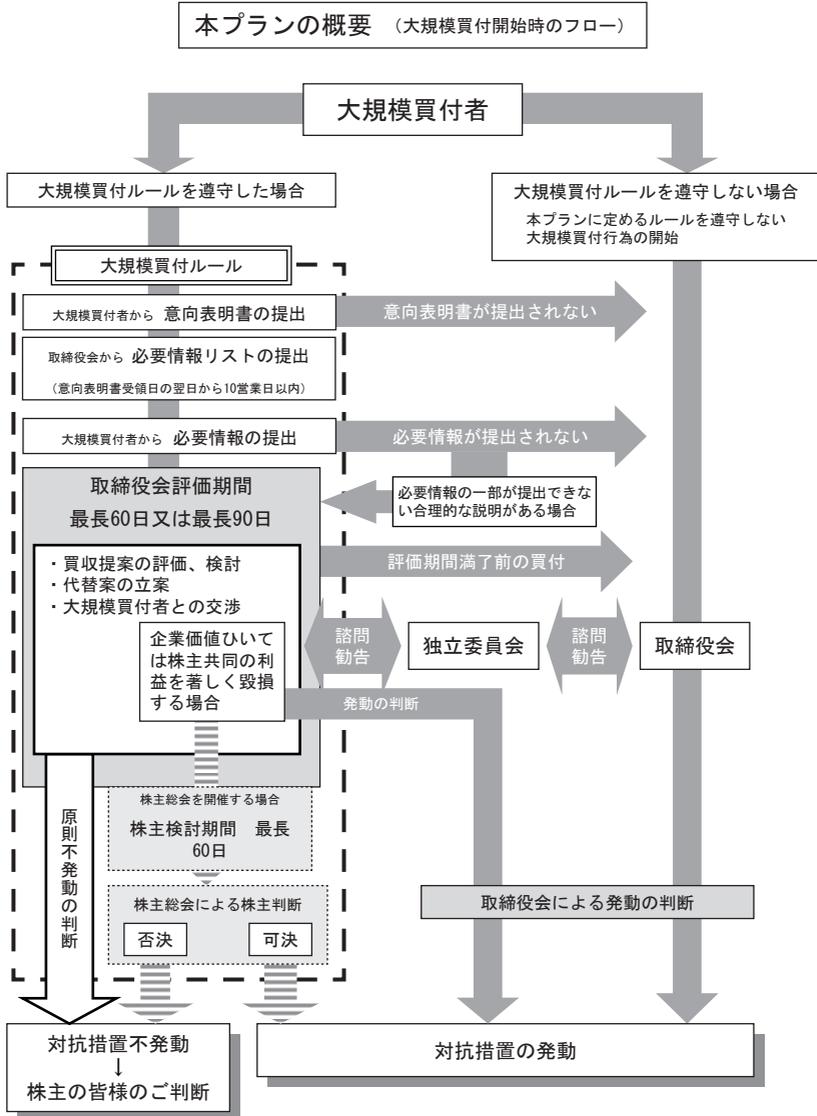
当社株式の状況（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式総数 8,143,390株
3. 株主数 8,529名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
木村 正輝	1,237	15.59
木村 有仁	594	7.49
木村 愛理	383	4.83
株式会社千葉銀行	298	3.76
株式会社東京都民銀行	298	3.75
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	248	3.13
株式会社TGホールディング	200	2.52
学校法人早稲田大学	200	2.52
東洋合成工業社員持株会	198	2.49
片岡 文子	163	2.06

（注）当社は、自己株式 205,967株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.52%）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度の定時株主総会終了後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、当社取締役会等の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役および社外監査役であった独立委員会の委員が、社外取締役および社外監査役としての資格を失った場合（再任された場合は除く）は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動または不発動の判断、対抗措置発動に際しての株主総会開催要否の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

萩原正一（昭和23年1月1日生）

昭和46年4月 ㈱千葉銀行入行
平成3年6月 同行秘書室長
平成6年6月 同行市川支店長
平成7年6月 同行人事部長
平成9年6月 同行総務部長
平成12年6月 ㈱総武出向・取締役営業部長
平成15年2月 同社常務取締役
平成20年6月 当社常勤監査役（現任）
※萩原正一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

宮崎 誠（昭和25年1月1日生）

昭和50年4月 東燃石油化学㈱（現 東燃化学㈱）入社
平成9年3月 トーネックス㈱製造部長
平成17年4月 エクソンモービル(有)化学品本部 内部統制部長
インフィニアムジャパン㈱監査役
平成21年10月 日本ブチル㈱常勤監査役
平成23年6月 当社監査役（現任）
※宮崎誠氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

本間達三（昭和24年5月22日生）

昭和48年4月 ㈱東京都民銀行入行
平成4年4月 同行葛西支店長
平成15年6月 同行執行役員第二本部長
平成17年6月 同行執行役員第一本部長
平成19年6月 同行常務執行役員営業部部長
平成20年7月 とみん銀事務センター㈱社長
平成23年7月 とみんビジネスサービス㈱監査役
平成24年6月 当社監査役（現任）
※本間達三氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役宮崎誠氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出しております。

以 上

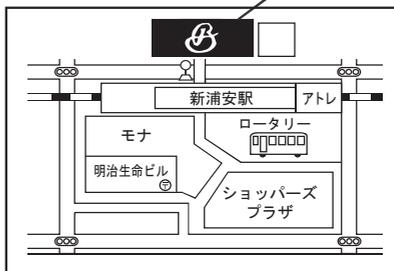
新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県浦安市美浜 1-9
浦安ブライトンホテル 1階 フィースト
電 話 047 (355) 7777



<交通のご案内>

(電車) ○ JR京葉線新浦安駅より徒歩1分 (改札口を出て「アトレ」入口手前を左折)

(東京ベイシティ交通バス)

- 東西線浦安駅(浦安駅入口)発舞浜駅行(2系統) 新浦安駅北口下車1分
- 東西線浦安駅(浦安駅入口)発マリナイースト21行(3系統) 新浦安駅下車1分